

2025年那須小川ゴルフクラブ「那須小川プレー会員」入会申込書

那須小川ゴルフクラブ「那須小川プレー会員」として入会したく、規約を了承し申込みます。

お名前	フリガナ	生年月日（西暦）		性別
		年	月	日
ご住所	〒			
携帯電話	—	—	Mail	
Fax	—	—	勤務先	
(✓をいれてください)				
<input type="checkbox"/> 私は、暴力団・その他反社会勢力の関係者ではないことを表明し、またそれら関係者の同伴・紹介は一切せず、ゴルフ場利用約款及び那須小川プレー会員規約を遵守します。				

【那須小川ゴルフクラブ「那須小川プレー会員」規約】

第1条

名称は、那須小川ゴルフクラブ「那須小川プレー会員」（以下「本会」という。

第2条

本会は、那須八溝物産株式会社（以下「会社」）が経営する那須小川ゴルフクラブ（以下「ゴルフ場」）の利用を通じて、本会入会者相互の親睦と交流を図り、健全なゴルフ普及に努めることを目的とする。

第3条

本会の事務局は、ゴルフ場内に置く。

第4条

本会に定める料金のみをの権利を有するものとし、その他一切の権利は有さないものとする。

第5条

本会に関する事項

- 事務局が、入会申込手続き及び入会審査を行い、別に定める年会費の払込みを完了した者をいう。
- 納入した入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返還しない。
- 那須小川プレー会員カードを発行し、受付時に那須小川プレー会員カードを提示するものとする。
- 那須小川プレー会員カードを紛失または盗難にあった場合には、速やかに事務局に連絡するものとする。
- 那須小川プレー会員カードの再発行に伴い、手数料として1,000円を申し受ける。

第6条

次の理由に該当するときは、事務局において本会からの除名を行うことができる。

- 本会及び会社・ゴルフ場の名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 本会規約及びゴルフ場の利用約款等に違反したとき。
- 暴力団の構成員、準構成員等、反社会的勢力と見なされたとき。
- なすとも会員カードを、本人以外が使用したとき。
- その他事務局において処分が相当とする行為があったとき。

第7条

次の場合その資格を失う。

- 本人より退会の申し入れがあったとき。
- 年会費（前払い）の支払いが滞ったとき。
- 第6条の規定により除名されたとき。
- 本人が死亡したとき。

第8条

資格の譲渡並びに名義変更することは出来ない。

第9条

予約に関して

- 予約は、電話及びゴルフ場のホームページ予約のみとする。
- その他の予約の場合、会員料金の適用外とする場合がある。

第10条

本会規約の改定は事務局で定めるものとし、その効力は全ての本会に及ぶものとする。

第11条

本規約以外の事柄については、「那須小川ゴルフクラブ会則」に準ずる。

第12条

本会規約は、2024年1月1日より施行する。

以上

※入会申込書を記入の上、フロントにお持ちください。郵送・FAXの方は、事務局宛にお送りください。



那須小川ゴルフクラブ
〒324-0502 栃木県那須郡那珂川町三輪1283
Tel 0287-96-2121 Fax 0287-96-2125

